

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

根拠規定	消防法第17条の3の3	
届出者	防火対象物の所有者、管理者又は占有者	
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> ・デパート、ホテル、病院、飲食店などの特定防火対象物は1年に1回 ・工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校などの非特定防火対象物は3年に1回 	
提出方法	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書を2部（正本・副本）作成し、報告先に提出します。	
報告書様式	様式ダウンロードに有ります。 点検する消防用設備ごとの点検票を添付してください。	
報告先（防火対象物の存する地域）	合併前の豊田市内全域	<p>豊田市消防本部予防課</p> <p>豊田市長興寺5丁目17番地1</p> <p>（消防本部庁舎2階）</p> <p>電話番号：0565-35-9706</p>
	合併前の足助町、旭町、稲武町及び下山村	<p>足助消防署 管理課</p> <p>豊田市桑田和町中貝戸6番地</p> <p>電話番号：0565-62-0119</p>
	合併前の藤岡町及び小原村	<p>藤岡小原分署</p> <p>豊田市木瀬町楡本1525番地1</p> <p>電話番号：0565 76-0150</p>
受付時間	月曜日から金曜日（祝日を除く。）の8時30分～17時15分	